

宮崎県グリーン購入基本方針

当初制定	平成14年5月21日
1次改正	平成15年3月13日
2次改正	平成16年8月2日

1 目的

地球温暖化や廃棄物の増加など、今日の環境問題に対応していくためには、私たち県民一人ひとりが従来のライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない行動をしていく必要があります。これらの行動の一つにグリーン購入の取組が挙げられます。

グリーン購入とは、消費者が物品やサービスを購入する際に、価格や品質、デザインだけでなく、環境に配慮したものを優先的に購入することをいいます。このグリーン購入が進めば、新たな資源の投入を可能な限り抑え、リサイクルできるものを有効に活用できるなど、循環型社会の構築に大きくつながることになります。

宮崎県では、県自らが大きな消費者であることから、このグリーン購入に取り組み、消費による環境負荷をできるだけ抑えていく必要があります。そこで、本方針を策定し、自ら率先実行することとします。

2 本方針の位置づけ

県では、これまでも地球温暖化対策実行計画（平成12年10月策定）に基づいて、グリーン購入に積極的に取り組んできましたが、今後、一層の推進を図るため、本方針を定めるものです。

なお、本方針は、「国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）」第10条第1項に基づく、本県における調達の基本方針とします。

3 基本的な考え方

物品やサービス（以下「物品等」という。）及び公共工事は、購入量の節減、有効利用に努めることを第一とし、購入にあたっては環境への負荷の少ない製品やサービスを優先的に購入するため、次の原則により取り扱うこととします。

（1）必要性の考慮

購入する前に必要性を十分に考え、購入する場合は必要最小限の数量とすること。

（2）物品等のライフサイクルの考慮

ア 物品等の調達にあたっては、製造、使用、廃棄までの物品等のライフサイクル全体について考慮すること。

イ 物品等は適正使用・長期使用するとともに、廃棄にあたっては分別廃棄等に留意すること。

ウ 購入に際しては、環境にやさしい製品やサービス等を優先的に購入することとし、次の要件に基づき物品等を判断すること。

長期間の使用が可能なもの

資源やエネルギーの消費が少ないもの

再生素材、再使用部品、間伐材など資源を有効に利用しているもの

環境や人の健康に影響を与える物質の使用が削減されているもの

リサイクルや分別廃棄が簡単なもの

廃棄時に処理や処分が容易なもの

(3) 公共工事の取扱い

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、県民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の効率的執行の観点からその縮減に鋭意に取り組んできているところである。

従って、公共工事における調達推進品目の採用に当たっては、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること及び調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情にも留意し、必要に応じ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を行った上で、決定することとする。

4 対象物品等及び対象組織

(1) 対象物品等

県が調達する物品、公共工事（県が行う土木及び建築等すべての工事）及び役務

(2) 対象組織

知事部局、出納事務局、議会事務局、企業局、教育庁、人事委員会事務局、監査事務局、地方労働委員会事務局、警察本部

5 事業者への要請

グリーン購入による調達を効果的に実施するため、物品の販売又は役務の提供を行う事業者に対し、本方針により調達が推進される物品等（以下、「環境物品等」という。）に関する情報提供について要請を行うものとします。

6 調達推進品目及び判断基準等

県が調達する基本的な品目（以下「調達推進品目」という。）とその判断基準、配慮事項及び調達目標は、毎年度策定する「環境物品等の調達方針」（以下「調達方針」という。）に定めます。

調達推進品目 --- グリーン購入法第6条第1項に基づき国が策定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」及び本県において購入実績のある物品等の中から選定した物品等で調達を推進する品目

判断基準 ----- 調達推進品目が環境に配慮していると判断するための基準
なお、調達判断の簡素化を図るため、第3者機関や各種団体が認証する環境ラベル等で環境に配慮した製品であることが認められたものについては、判断基準に適合したものとみなします。

配慮事項 ----- 判断の基準として一律に適用することは適当でないが、環境負荷を低減する上で、更に配慮することが望ましい事項について設定しているもの

調達目標 ----- 各年度の判断基準を満たす物品等の調達目標

なお、判断基準を満たす物品等が存在しない場合、または判断基準を満たす物品等を選定すると、品質、性能等の問題で事業上支障がある場合には、調達目標の対象としないこととします。

7 運用方法

(1) その他グリーン購入の運用については、別に定める「グリーン購入推進に関する取扱いについて」により行うものとします。

(2) グリーン購入の実績は、各年度の調達方針に基づいて公表します。